

## 京都府「知恵の経営」評価に係る意見聴取会議設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は京都府商工労働観光部（以下「部」という。）及び一般社団法人京都発  
明協会（以下「協会」という。）が共同で設置する京都府「知恵の経営」評価に係る意見  
聴取会議（以下「会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

### (委員構成)

第2条 会議の委員は、次の各号に掲げる分野のうちから、部の長（以下「部長」という。）  
が依頼する。

- (1) 有識者
- (2) 知的財産権専門機関
- (3) 産業支援機関等
- (4) 行政機関
- (5) その他部長が必要と認める者

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げな  
い。

### (委員長)

第4条 会議に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会議を運営する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する  
委員がその職務を代理する。

### (委員の役割)

第5条 委員は次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 京都府中小企業「知恵の経営」実践モデル企業認証制度要綱に基づく「知恵の経営」  
報告書（以下「報告書」という。）の評価に関すること。
- (2) その他「知恵の経営」支援プログラムの実施に関すること。

### (会議)

第6条 会議は、部長が招集し、委員長が議長を務める。

- 2 部長が必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができ  
る。

(査読)

第7条 部長は、報告書の評価に資するため、あらかじめ指名する委員に報告書の査読をさせることができる。

(守秘義務)

第8条 委員（第6条第2項の委員以外の関係者を含む。）は、会議での議事・評価等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第9条 会議の事務は、部ものづくり振興課及び協会において行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、部長が定める。

附 則

この要領は、平成20年9月1日から施行する。

改正後の要領は、平成25年6月5日から施行する。